

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年10月27日認可した。

平成28年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上吉井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大向ホテル1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）椿谷地区